

岩石採取計画認可書

遠賀郡岡垣町大字三吉1229番地
永順産業株式会社
代表取締役 神村武志

令和6年2月21日 付けで申請のあった岩石採取計画については、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき認可します。

令和6年3月28日

福岡県知事 服部 誠太郎



採取場名	永順産業株式会社
採石場所在地	遠賀郡岡垣町大字三吉字熊原1211番地 外101筆
認可の期間	令和6年4月13日 ～ 令和13年4月12日
注意事項	1. 採石法、同法施行規則、当該申請書及び添付書類のとおりに行うこと。 ・採石法第33条の15の規定による標識を掲げること。 ・採石法第34条の2の規定による帳簿を備えること。 ・採石技術指導基準等を参照し、安全に採取を行うこと。 ・現地には事業区域、採取区域をポール等で明示し、区域外採取を防止すること。 ・排水路・沈殿池の設置・維持管理を着実にを行い、土砂・汚水の流出を防止すること。 ・跡地利用整備計画に基づき計画的に緑化を行うこと。
	2. 関係法令を遵守し、必要な許認可等を得て、着手すること。
	3. 地域住民等に対し、採石場内外において災害を被らせないこと。 ・立入禁止のための防止柵や啓発標識を設置する等、関係者以外の立入を排除すること。 ・関係車両の速度超過、過積載、積載物の落下等の防止を促し、交通事故や路面汚損等を防止すること。 ・粉塵、騒音、振動を削減するよう努めること。
	4. 採取に伴う苦情、紛争等は責任をもって対応し処理すること。
	5. 災害等が発生した場合、適切な措置を講じ、速やかに工業保安課に報告すること。
参考	岩石採取計画を変更する場合、50日前までに変更認可申請書を提出すること。
	認可期間を更新する場合は、期間終了60日前までに認可申請書を提出すること。

～ 教 示 ～

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、採石法第39条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁定の申請をすることができなくなります。